

○財務省告示第二百三十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年六月十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第二百二十四回及び第三百三十二回）、利付国庫債券（三十年）（第十九回、第二十六回、第二十七回及び第三十四回）及び利付国庫債券（四十年）（第三回、第四回、第五回、第六回及び第七回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十九億円 内訳（別表のとおり）

七	八	九	十	十
払	最	振	発	十
込	低	替	行	一
金	額	単	行	発
額	面	位	価	行
	金		格	日
			日	

三 千 三 百 三 十 三 億 百 三 十 二 万 五
 千 円 三 百 三 十 三 億 百 三 十 二 万 五
 五 千 円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものとす
 る。平成十七年六月十一日
 発行対象国債ごと、金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者
 式により算出した金額を払込
 期日に行い、償還の金額の
 各発行対象国債の利率の
 総額×各発行対象国債の前
 100×各日発行額から、
 支規数に有利なる場合は、
 日(に)なる支場合には、
 365

(二)

発行時に、おいて、その利子
 に係る所得税が、源泉徴収の
 るもの記載又は記録の算式も
 の座に記し、前記(一)の算式
 のよりに算出した金額を該
 金額にり、百分の二・三、一、五

十四 利子

十五 償還金の額
十六 入札の基
十七 準とする
十八 各発行の
十九 象国債の
二十 利回り

二十八 元利金の支
二十九 払場所加
三十 入札参加者

第十号に規定する発行の日後の各
。額を控除する。このとき、
受ける者に所得税の率を乗じた
。額を控除する。このとき、
。額を控除する。このとき、
。額を控除する。このとき、

同日に支払うべき期間に
。額を控除する。このとき、
。額を控除する。このとき、
。額を控除する。このとき、
。額を控除する。このとき、

（別表のとおり）
。額を控除する。このとき、
。額を控除する。このとき、
。額を控除する。このとき、
。額を控除する。このとき、

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十七年六月十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額（額面金額）
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （四）	二・〇%	十年平 日十成 二月十二	四百億 円
（利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （十二）	一・七%	十年平 日十成 二月十二	八十一億 円
（利付） （第三回） （二十年） （庫） （債） （券） （六）	二・三%	十年平 日十成 二月十二	四十五億 円
（利付） （第三回） （二十年） （庫） （債） （券） （七）	二・四%	十年平 日十成 二月十二	三十三億 円
（利付） （第三回） （二十年） （庫） （債） （券） （四）	二・五%	十年平 日十成 二月十二	十二億 円
（利付） （第三回） （二十年） （庫） （債） （券） （四）	二・二%	十年平 日十成 二月十二	三百四億 円
（利付） （第三回） （二十年） （庫） （債） （券） （四）	二・二%	十年平 日十成 二月十二	二百三十八 億 円
（利付） （第四回） （二十年） （庫） （債） （券） （三）	二・二%	十年平 日十成 二月十二	二百四十三 億 円
（利付） （第四回） （二十年） （庫） （債） （券） （三）	二・二%	十年平 日十成 二月十二	二百三十八 億 円
（利付） （第四回） （二十年） （庫） （債） （券） （三）	二・〇%	十年平 日十成 二月十二	二百二十四 億 円
（利付） （第六回） （二十年） （庫） （債） （券） （三）	一・九%	十年平 日十成 二月十二	四百八十七 億 円
（利付） （第七回） （二十年） （庫） （債） （券） （三）	一・七%	十年平 日十成 二月十二	五百三十二 億 円